

平成25年 4月30日  
号外第1号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 教育委員会規則

○市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（8・教職員給与課）…………… 1

## 教育委員会規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十五年四月三十日

秋田県教育委員会委員長 猪股春夫

### 秋田県教育委員会規則第八号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年秋田県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項第三号中「」第二条」を「。以下「育児休業法」という。）第二条」に改める。

第十七条の三第二項中「同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他教育委員会の定める事由が生ずることが同号に定める期間」を「次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当するものに限る。）が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間」に、「前項の」を「同項の」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること。
- 二 退職条例第二条第一号の規定により退職にされ、専従許可を受け、外国派遣をされ、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、公益的法人等派遣をされ、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。
- 三 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- 四 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- 五 その他教育委員会の定める事由が生ずること。

第十七条の四第二項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。